子幼保第５６３号
令和２年５月２２日

私立保育所
地域型保育事業所
認定こども園
（保育所部分）
在園児保護者　様

さいたま市長　清水　勇人

緊急事態宣言が期間を前倒して解除された場合の対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴い、本市におきましては令和２年５月３１日まで施設への登園自粛を要請しているところです。

この登園自粛要請期間につきましては、緊急事態宣言が前倒して解除された場合においても、変更はありません。

なお、登園自粛要請期間終了後は、感染防止に努めながら保育を提供してまいります。

【登園自粛要請期間終了後の対応】

・保育を利用する場合の「保育利用届」の提出は必要ありません。
・利用者負担額（保育料）につきましては、原則として減免はありません。
　※園児または職員の感染が確認された場合の臨時休園や園児が濃厚接触者となった場合には日割り計算を行います。
・登園にあたっての感染症予防に関する留意点等につきましては、後日通知いたします。

【担当】
子ども未来局　幼児未来部
保育課　民間保育係
０４８－８２９－１８６６